

基金情報

No. 88

平成21年5月号

発行：東日本硝子業厚生年金基金
〒130-0026 東京都墨田区両国4丁目36番6号 ガラス会館3階
Tel 03-3633-6445 FAX 03-3633-7125
ホームページ <http://www.glskkn.com>

平成21年度・主要事業概況

事項	4月末数	対前月増減数	事項	4月末数(累計)	
事業所数(件)	240	0	年金掛金	調定額(円) 2,052,372,290	
加入員数(人)	男子	5,011	28	収納額(円) 2,039,736,261	
	女子	2,299	73	収納率 99.38%	
	計	7,310	101	事務費掛金調定額(円) 83,097,366	
平均標準給与月額(円)	男子	339,462	-3,648	資産運用	信託資産額(時価) 238億6,271万円
	女子	226,728	-3,365		修正総合利回り 5.26%
	計	304,007	-4,206		ベンチマーク差 0.45%
受給者数(人)	5,913	65	慶弔金の支給件数・金額	13件26万円	
平均年金額(円)	495,463	830	年金相談件数	54件	

適用関係

「月額変更届」～ 随時決定 ～

固定的賃金の変動とともに報酬月額が2等級以上変わったときは、随時改定が行われ、その被保険者(加入員)について、「月額変更届」の提出が必要となります。

昇(降)給以後の3ヶ月平均が2等級差生じたとき

被保険者(加入員)の報酬が、昇(降)給など固定的賃金の変動とともに2等級以上の差が生じた場合は、随時決定(算定基礎)をまたずに標準報酬月額が改定されます。これを随時改定といい、該当者については社会保険事務所・健康保険組合・厚生年金基金へ「月額変更届」の提出が必要です。

随時改定 ～3つの要件が必要～

随時改定は次の3つの要件すべてに該当したときに行なわれます。

- ① 昇給・降給などで固定的賃金に変動がある
- ② 変動月から3ヶ月の間に支払われた報酬(残業手当などの非固定的賃金も含む)の平均月額に該当する等級と、従来の等級との間に2等級差以上の差が生じた
- ③ 3ヶ月とも支払基礎日数が17日以上である

* 固定的賃金は上がったが、残業手当などの非固定的賃金の減少により等級が逆に2等級以上下がった場合や、固定的賃金は下がったが、非固定的賃金の増加で逆に2等級以上上がった場合は、随時改定の対象外です。

固定的賃金の変動

固定的賃金とは、支給額や支給率がきまっているものをいいます。その変動には、次のようなケースが考えられます。

- ① 昇給(ベースアップ)、降給(ベースダウン)
- ② 給与体系の変更(日給から月給への変更など)
- ③ 日給や時間給の基礎単価(日当・単価)の変更
- ④ 請負給、歩合給などの単価、歩合率の変更
- ⑤ 家族手当、住宅手当、役付手当など固定的な手当が新たに付いたり、支給額が変更したとき

固定的賃金の例	非固定的賃金の例
月給、週給、日給 役付手当、家族手当、 住宅手当、通勤手当、 勤務地手当、基礎単 価、歩合率など	残業手当、能率手当、 日・宿直手当、皆勤 手当、精勤手当など

月額変更届の提出

随時改定の該当者がいるときは、すみやかに「月額変更届」を社会保険事務所・健康保険組合・厚生年金基金へ届出ます。(届出用紙が必要な場合は、当基金へご連絡ください。)

4月昇給の場合は、4・5・6月に支払った報酬月額とその平均額を届出ることとなります。この時、報酬月額には残業手当などの非固定的賃金も含まれます。

(例)

従来の標準報酬月額・・・260千円
基本給25万円が4月から2万円上がり27万円になった場合

	基本給	住宅手当	通勤手当	残業手当	合計
4月	270,000	8,000	10,000	0	288,000
5月	270,000	8,000	10,000	12,000	300,000
6月	270,000	8,000	10,000	5,000	293,000

4・5・6月の平均額

$(288,000円 + 300,000円 + 293,000円) \div 3 = 293,666円$
標準報酬月額が260千円から300千円と2等級差が生じるため、随時改定に該当し「月額変更届」の提出が必要となります。この場合の、改定月は7月となります。

標準報酬月額の上・下限の随時改定

標準報酬月額には上・下限があるので、大幅に報酬が変わっても2等級差が生じないことがあります。そこで、以下のときは1等級差でも随時改定の対象とすることになっています。

	従来の等級	報酬の平均月額	改定後の等級
昇	厚年：590千円	635,000円以上	厚年：620千円
	健保：1150千円	1,245,000円以上	健保：1210千円
給	厚年：98千円 (93,000円未満)	101,000円以上	厚年：104千円 (以上)
	健保：58千円 (53,000円未満)	63,000円以上	健保：68千円 (以上)

	従来の等級	報酬の平均月額	改定後の等級
降	厚年：620千円 (635,000円以上)	605,000円未満	厚年：590千円 (以下)
	健保：1210千円 (1,245,000円以上)	1,175,000円未満	健保：1150千円 (以下)
給	厚年：104千円	93,000円未満	厚年：98千円
	健保：68千円	53,000円未満	健保：58千円

本人への通知

「月額変更届」により改定された新しい標準報酬月額は、該当する被保険者(加入員)へ必ず通知しなければなりません。

年金の確実な支給のために

【当基金】

退職により当基金を年金支給開始年齢に達する前に脱退された方に対し、将来、当基金より年金支給がある旨の通知を退職時の住所あてにお送りしております。年金支給の際には、年金支給開始年齢に達する前月末に退職時の住所（変更連絡等ない場合）あてに年金請求の通知および「裁定請求書」を送付しております。

【連合会】中途脱退者

～基金加入期間が10年未満で60歳未満の方～

連合会へ事務等が継承された中途脱退者の方は、将来連合会より年金支給がある旨の「継承通知」を退職時の住所あてに送付されます。

年金支給開始年齢に達する月の始めに、退職時のご住所（変更連絡等ない場合）あてに年金請求の通知および「裁定請求書」が送付されます。

***住所や氏名の変更があった場合、当基金や連合会へご連絡が無い場合、裁定請求書がご本人に届かず、年金支給ができないことがあります。**
この様なことを防ぎ、年金を確実に支給するために、ご退職される方へ住所や氏名に変更があった場合は当基金や連合会に必ずご連絡する様、お知らせ願います。

事業主の皆様、加入員の皆様にはご協力の程よりしくお願い申し上げます。（将来、連合会から年金支給される方の住所・氏名変更につきましても、当基金へご連絡いただいても結構です。）

年金相談についてのお願い

従来、電話でもお答えしておりました年金額などのご相談につきまして、個人情報保護を目的から書面にて回答させていただきます。

事業所のご担当者の方など第三者の方からお問合せいただく場合には、お手数ですが委任状をご提出ください。

掛金は完納しましょう

掛金の納付は便利な口座振替をご利用ください。毎月、月末に自動引き落としとなります。納め忘れもなく、振込手数料もかからず、手続きも簡単です。

《口座振替銀行》

みずほ銀行、三菱東京UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、東京都民銀行、東京東信用金庫

このほか、りそな決裁サービスを利用することにより、他の都市銀行、信託銀行、地方銀行、第二地方銀行、信金、労金、ゆうちょ銀行、信用組合（※）、農業協同組合（※）などの金融機関からでも口座振替を行うことができます。（振替日は28日となります。）（※）一部の金融機関は除きます。

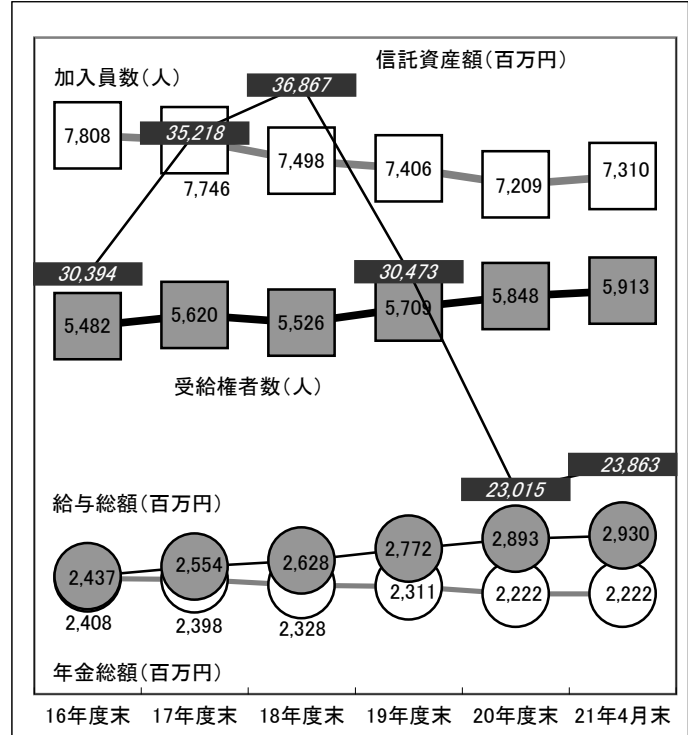
詳しくは当基金までお問合せください。

***5月分の掛金納入期限は、6月30日となりますので、ご協力お願いいたします。**

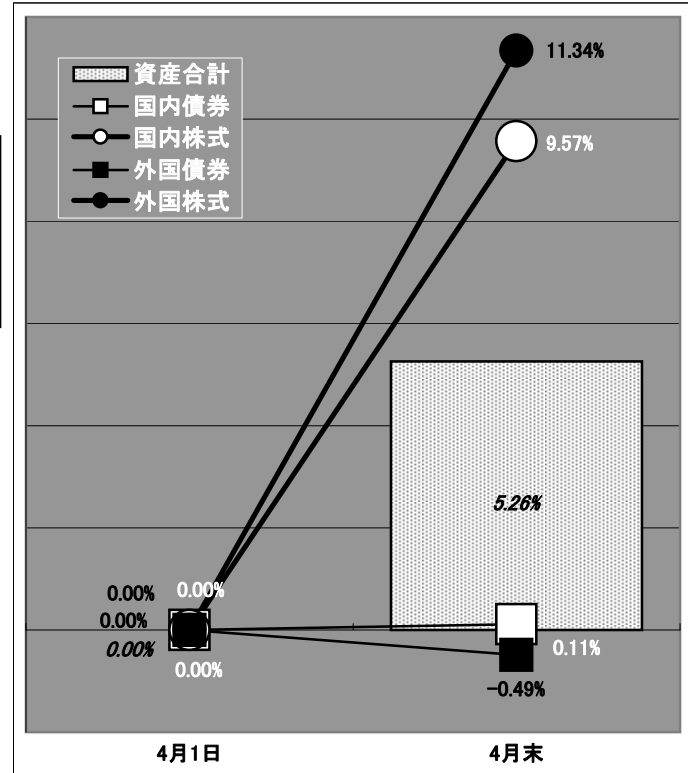
設立事業所の異動(規約変更関係等)・3月処理分

異動区分	事業所名	異動内容(新)	適用年月日
代表者変更	㈱晶山	松本 憲司	H21. 4. 1

主要事業の推移



年金資産の運用状況・修正総合利回り<平成21年度>



【お願い】

当「基金情報」を加入員の方々が閲覧いただけるようご配慮をお願いいたします

ホームページでもご覧いただけます

当「基金情報」をホームページに掲載しています
創刊号から直近号までご覧いただけます
加入員の方も職場や家庭でぜひお読みください
<http://www.glskkn.com>